

## 【件名】

### 選挙で無投票となった場合の公報配付について

#### 【内容】

先刻の統一地方選挙（神奈川県議会議員選挙）では、定数2名に対して立候補者が2名だったため無投票当選となり、選挙公報が配付されませんでした。

（投票の有無について）誤解を防ぐために選挙公報を配付しなかったという事情が察せられるものの、選挙公報とは単に投票の目安だけではなく、今後その立候補者（当選後は議員）が何を実行するか、という、いわば「有権者との約束」でもあります。

そうした観点から、投票の有無にかかわらず選挙公報を配付すべきと考えます。

もちろん、その選挙について「投票は行われたい」旨を明記するのにはありますが、有権者の知らない内にその代表が選ばれてしまつては、政治に対する興味・関心を阻害することは想像に難くありません。

以上につきまして、よろしくご検討頂けましたら幸いです。

#### 【回答】

神奈川県議会議員選挙の選挙公報は、公職選挙法第172条の2及び神奈川県が制定した選挙公報に関する条例に基づき神奈川県選挙管理委員会（以下、「県選管」という。）が発行することとなっています。

県選管では、鎌倉市選挙区において、公職選挙法第100条第4項の規定（無投票当選）に該当したことから、同条例第6条（選挙公報の発行を中止する場合）の規定に基づき、選挙公報の発行を中止したものです。

いただきましたご意見・ご要望は、神奈川県議会議員選挙における選挙公報の発行主体である県選管に申し伝えさせていただきます。

選挙公報に関する条例（抜粋）

（選挙公報の発行を中止する場合）

第6条 公職選挙法第100条第4項（無投票当選）の規定に該当し、投票を行うことを必要としなくなつたとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行を中止することができる。

平成27年10月30日対応／回答